

原発立地地域における復興と「再稼働」

—宮城県女川町・石巻市および女川原発 UPZ30 キロ圏の自治体を事例として—

○名古屋大学大学院 辻岳史
名古屋大学 黒田由彦

1. 報告の背景

東京電力福島第一原子力発電所事故をうけ、原子力行政には変化が生じている。第一に、2011年10月20日に原子力安全委員会が示した「原子力防災の重点地域見直し案」がある。本案をうけたその後の協議により、原子力防災重点地域は原発立地点の30キロ圏（UPZ30キロ圏）に拡大した¹。第二に災害対策基本法に基づき各都道府県・市町村が進めている地域防災計画の改訂である。特に原発立地地域の都道府県・市町村は原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画における原子力災害予防対策・緊急事態応急対策等を再検討している。

こうした国や自治体の動きは、福島第一原発事故以降、稼働停止している各地の原子力発電所の再稼働を検討する動きと無縁ではない。原発再稼働は原子力発電所等、施設の安全性だけではなく、原発事故発生時の緊急事態応急対策を示す防災計画が策定されていることが、検討の前提条件になる。福島第一原発事故以降、原発再稼働という争点に対する政策決定は、従来の立地自治体だけではなく、UPZ30キロ圏の自治体を加えた広域の防災体制の構築と密接に関連している。

2. 報告の目的・対象事例

本報告の事例は、東北電力女川原子力発電所の立地地域である宮城県女川町・石巻市を中心とするUPZ30キロ圏の自治体である。女川町・石巻市は、津波により甚大な人的・物的被害をうけた地域である。ともに大規模な復興事業が進められているなか、両自治体の地域復興のなかに原発はいかに位置づけられているのだろうか。震災後、地域復興を最優先課題として設定し尽力してきたアクターは、復興と原発再稼働という2つの争点について決断が迫られるなか、原発への高まる世論をうけ、どのような葛藤を抱えているのだろうか。本報告では、「今ここにある原発」を前提として、今後の地域復興と原子力政策のあり方について、地域社会における原発をめぐるアクター間の関係や、原発についてのアクターの論理から考察することを目的とする。

3. 結論・考察

2014年度上半期の時点で、女川町・石巻市ともに地域内部で積極的に原発再稼働を主張するアクターは表面的にはみられない。一方UPZ30キロ圏の自治体は、女川町・石巻市をメンバーに加えず、独自の協議体（UPZ 関連自治体首長会議）を立ち上げ、原子力防災体制の検討を進めている。なおUPZ30キロ圏の自治体の中には、原発再稼働に反対姿勢を示している首長・市民団体もみられる。

原発再稼働は、UPZ30キロ圏の中で様々な軋轢を生む可能性がある。女川町・石巻市において地域復興を主導するアクターは軋轢が顕在化しないように、国や県が示す原発再稼働に関する指針に同調しつつ、原発再稼働に関する議論の活性化を抑えようとしている。本報告では原発再稼働が両地域の復興体制にいかなる意味で揺らぎをもたらす可能性があるのかという点について、議論を進めたい。

¹ 震災以前に原子力安全委員会（現・原子力規制委員会）は「原子力施設等の防災対策について」という原子力防災の指針を示していた。その内容は多岐にわたるが、要点は原子力発電所等の原子力施設を中心とする約8～10キロ圏を、EPZ（Emergency Planning Zone：防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）として設定し、同区域に位置する自治体に避難計画の策定や原子力防災訓練の実施を推奨するものであった。ここで述べた「30キロ圏への拡大」とは、原子力安全委員会が従来のEPZをUPZ（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急時防護措置準備区域）として設定し、実質的に従来のEPZについて原子力施設を中心とする30キロ圏に拡大する案を示したことを指す。